

特定国における経費証明書類の追加要件

旅行、接待、贈答品、交通費、そのほかの経費を国際ロータリーに請求する場合、経費報告書の提出時に経費の証明書類(領収書類)を添付しなければなりません。国際ロータリーは、75米ドル以上のすべての経費について、有効な証明書類の提出を義務づけています(RI職員の場合は25米ドル)。また、ホテルの経費は、金額にかかわらず証明書類を提出しなければなりません。ただし、経費の証明書類について、これよりも厳しい規制を定めている国もあります。経費証明書類に関するあなたの国の規制が、国際ロータリーの指針よりも厳しいものである場合には、経費報告書と領収書を提出する際に、国の規制を守るようにしてください。厳しい規制で知られている国は、以下に挙げられています。

十分な証明書類が添付されていない場合、経費が清算される前に、RI日本事務局から領収書を求める連絡が行く場合があります。自国の規制を守らなかった場合、経費の支給額が少なくなる可能性があることにご留意ください。

自国の規制について質問がある場合には、RI日本事務局にお問い合わせください。

アルゼンチン

アルゼンチンの法律では、一切の経費の領収書を提出することが義務づけられています(Resolution 1415/2003 of the AFIP、Law 20628, art. 37を参照)。

ブラジル

ブラジルの法律では、ドル換算額にかかわらず、一切の経費の領収書を提出することが義務づけられています(Brazilian Laws 8.846/1994 and 9.532/1997を参照)。